

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
住所
フリガナ 代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

ナカジマセイブツコウギョウヤブシキガイシャ
中島設備工業株式会社
奈良県大和高田市大字吉井208番地
ナカ ジマ ケン ジ
代表取締役 **中島 謙次** 印
TEL 0745-52-8618
FAX 0745-52-6505
nakajist@skyblue.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **中島設備工業株式会社**
住 所 **奈良県大和高田市大字吉井208番地**
代表者氏名 **代表取締役 中島 謙次**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 中島 謙次 フリガナ: ナカジマ ケンジ	
取締役 中島 純治 フリガナ: ナカジマ ジュンジ	
取締役 池田 育代 フリガナ: イケダ ユクヨ	
事業の範囲	上下水道工事、土木工事、空調工事、浄化槽工事、管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">中島設備工業株式会社</p>
上記事業所の所在地	郵便番号 〒635-0059 住所 奈良県大和高田市大字吉井208番地 電話番号 TEL 0745-52-8618 FAX番号 FAX 0745-52-6505 メールアドレス nakajist@skyblue.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">中島謙次</p> <p style="text-align: center;">中島純治</p>	<p style="text-align: center;">第48336号</p> <p style="text-align: center;">第256871号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断の 機械器具	エンジン付き切断機	STIHL TS 420/700	1	
	エンピカッター	VC34ED φ13mm~25mm	2	
管の加工用の 機械器具	金切のこ		1	
	ガストーチ	4BT-12	1	
	やすり	半丸やすり	1	
	ビニールパイプ用 面取器	φ13mm~50mm	2	
	パイプねじり器		1	
接合機械器具	モンキーレンチ	200 口開8-30mm 300 口開12-42mm	1 1	
	パイプレンチ	450 外径 77	2	
		350 外径 61	2	
		300 外径 49	1	
	ウォーターポンプ フライヤ	WP-250B	2	
	ハンマ	13kg	2	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	T50KP (25Mpa圧力計付) 最高50Mpa	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

中島設備工業株式会社

奈良県大和高田市大字吉井208番地

代表取締役 中島 謙次



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字吉井208番地
中島設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-020031
商号	中島設備工業株式会社
本店	奈良県大和高田市大字吉井208番地
公告をする方法	官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成27年6月12日
目的	1 管工事業 2 土木工事業 3 水道設備工事業 4 建築工事業 5 石工事業 6 その他の建設工事業 7 前各号に付帯関連する事業
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 中島謙次
	取締役 中島純治
	取締役 池田育代
	奈良県大和高田市大字吉井208番地 代表取締役 中島謙次
登記記録に関する事項	設立 <div style="text-align: right;">平成27年 6月12日登記</div>

奈良県大和高田市大字吉井208番地
中島設備工業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 4月16日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



認 証 定 款

会 社 保 存 原 本

この定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

令和2年4月16日

奈良県大和高田市大字吉井208番地
中島設備工業株式会社
代表取締役 中島 謙次



奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

中島設備工業株式会社定款

平成 27 年 5 月 25 日作成
平成 27 年 5 月 26 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

定 款

中島設備工業株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、中島設備工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 水道設備工事業
4. 建築工事業
5. 石工事業
6. その他の建設工事業
7. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市大字吉井208番地 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することが出来る。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。
法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をおこなう。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役 5名以内を置く。

(代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

(社長)

第20条 取締役が2名以上ある場合は、代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式数)

第27条 当社の設立に際して発行する株式の数は 100株とし、その発行価額は1株につき金 5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金の額)

第28条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500万円とする。

2 当社の設立時資本金の額は、金 500万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役)

第30条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役	中島謙次
設立時取締役	中島純治
設立時取締役	池田育代
設立時代表取締役	中島謙次

(発起人の氏名及び住所)

第31条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当を受ける株式数及び株式と引換えに払込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県大和高田市大字吉井208番地

100株(500万円) 中島謙次

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、中島設備工業株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次ぎに記名押印する。

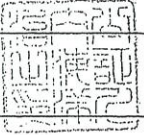
平成27年 5月26日

奈良県大和高田市大字吉井208番地

発起人 中島謙次





①	登簿平成27年第44号
②	この定款の発起人中島謙次の代理人長田詮は、本職の
③	面前で、発起人が自己の記名捺印を自認する旨を陳述
④	した。_____
⑤	よってこれを認証する。_____
⑥	平成27年5月26日日本職役場において_____
⑦	奈良県大和高田市大字大中98番地
⑧	奈良地方法務局所属
⑨	公証人 内海洋治 
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	

公証人役場

第四八三三六号

給装置主任技術者免状

本籍 奈良県

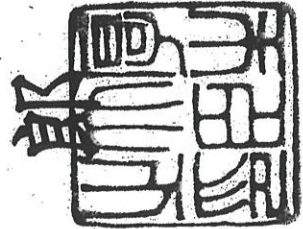
氏名 中島謙次

昭和十一年五月十六日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎



第二五六八七一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

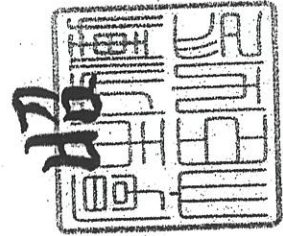
氏名 中島 純 治

昭和五十年八月十五日生

水道法(昭和二十五年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月十五日

厚生労働大臣 長妻









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 **ナカシマセツビコウギョウカブシカイシャ**
中島設備工業株式会社
 住所 **奈良県大和高田市大字吉井208番地**
^{フリガナ}代表者氏名 **ナカシマケンジ**
代表取締役 中島 謙次
 電話番号 **TEL 0745-52-8618**
 FAX番号 **FAX 0745-52-6505**
 メールアドレス **nakajist@skyblue.ocn.ne.jp**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 **中島設備工業株式会社**
氏名又は名称 **奈良県大和高田市大字吉井208番地**
住 所
代表者氏名 **代表取締役 中島 謙次**



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中島設備工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中 島 謙 次	第48336号	
中 島 純 治	第256871号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第四八三三六号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

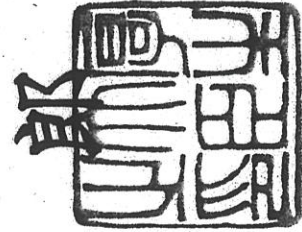
氏名 中島謙次

昭和十一年五月十六日生

水道法(昭和三年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎



第二五六八七一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中島 純 治

昭和五十年八月十五日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月十五日

厚生労働大臣 長妻

